## 保育の実施要件及び提出書類

## (1) すべての方に提出いただく書類

書類の名前	説明	
子育てのための施設等利用給付認定申請書	施設等利用給付認定を受けるための申込書です。提出後に利用希望施設、申込み理由、住所等、内容に変更があった場合には速やかに子ども子育て課に連絡をしてください。 現在2号認定・3号認定を受けていて施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合には施設等利用給付認定を受けることができません。	

## (2) 保育を必要とする要件を証明する書類

保育を	E必要とする 理由	提出する書類名	条件•注意事項等	
	勤め・パート・ 内職をしてい る、または内定 している方	就労証明書	<ul> <li>・勤めの場合 1ヵ月に64時間以上の稼働実績があること。(おおむね4H×週4日)</li> <li>・内職の場合 1ヵ月に2万円以上の収入かつ64時間以上の稼働実績があること</li> </ul>	
就労	自家営業又は 農業・漁業等に 従事している 方	自家営業・農業・漁業申告書   事業主   : 確定申告書の写し   青色事業専従者   : 事業主の前年分確定申告書の写し※第二表の事業専従者に記載があるか確認すること(記載が無い場合は決算書の写し、今年中に専従を開始した場合は「青色事業専従者給与に関する届出書」の写し)   白色事業専従者   : 事業主の前年分 確定申告書の写し、※確定申告の写しは、第一表・第二表を提出してください	•1ヵ月64時間以上(休憩時間を除く) にわたり稼働実態があること。	
疾病		医師の診断書または証明書 (原本) など (保育ができない理由、状態が記入されていること)	・ <u>約1ヵ月以上</u> の入院または加療(安静) を必要とすること ・入所できる期間は、入院期間・加療が 必要と認められた期間となります。	
心身に	章がいがある	・障がい者手帳の写し (氏名・障がい級数・障がい名等が分かるページの写し)		
同居または長期入院 等している親族の介 護、看護		(1) 民生委員の確認書(同居している場合) 【介護】 ① 介護保険証、要介護認定の結果通知書及びケア プランの写し 【看護】 ① 障がい者手帳の写し(氏名・介護度・障がい級 数・障がい名等がわかるページの写し) ② 長期入院に係る書類 ③ 身体障がい者(児)の通園、通学状況の分かる 書類 ※(1)及び【介護】①又は【看護】①・②・③の 該当するもの	・6ヵ月以上介護等が必要であること ・介護の場合は、介護認定を受けている こと ・介護、看護される場合は、常時介護、 看護される条件(月64時間以上、自宅 又は病院等で介護又は看護)が必要です。 ・同居の親族の介護、看護している場合は地区の民生委員に連絡をとり証明をもらってください。 ・別居の親族の介護の場合、その者が市外に在住するひとり世帯の場合は、住民票謄本 ・別居の親族を介護している場合で、介護等を必要とする本人に同居者がいる場合、その世帯の住民票謄本のほか、同居者につき、介護等ができない証明(就労証明書等)	

保育を必要とする 理由	提出する書類名	条件•注意事項等
妊娠、出産	出産に関する退園・継続確認書(母子手帳の写しを 添付)	出産の場合は保育に欠けると認められる期間は、出産予定日の2ヵ月前の初日から、出産月から3ヵ月後の月末の期間内の最長6ヶ月でお預かりします。
震災、風水害、火災そ の他の災害復旧に当 たっている	罹災証明書	災害状況により証明書が異なりますの で御注意ください。
就学(職業訓練を含む)	在学証明書、入学許可書または学生証の写し及び通 学日数や授業のスケジュールなどが分かる書類	<u>・1ヵ月64時間以上就学されているこ</u>
求職活動 開業準備	求職活動状況等申告書 (ハローワークカードの写しを添付) 開業準備-開業準備をしていることがわかる書類 [税務署提出の開業届(案でも可)、融資を受ける場合、新創業融資制度の申告書等]	90日以内に就労証明書を提出すること。提出されない場合は退園となります。 ※原則短時間
育児休業取得時に、既 に保育園を利用して いる子がいて継続利 用が必要	出産に関する退園・継続確認書 (母子手帳の表紙及び予定日が記載されているページの写し) ※1年半を超える育児休業を取得される場合は就 労証明書を添付	出産から1年半または就労先で定められている育休期間(最長3年) ※原則短時間

## (3) ひとり親世帯並びに在宅障がい児(者)が同居している世帯、多子世帯の方の提出書類

世帯の区分	提出物(いずれかの写し一通)
ひとり親世帯	□児童扶養手当証書(最新のもの)※児童扶養手当支給停止通知書も可
	口母子家庭等医療費助成金受給者証(最新のもの)※いずれかの写し。これらに該当しない場合は、
	「全部事項証明書(戸籍謄本)」の写し
未婚のひとり親	□寡婦(夫)控除みなし適用申請書
世帯	※児童扶養手当受給申請をしていない場合は、「全部事項証明書(戸籍謄本)」の写し
在宅障がい児 (者)が おられる世帯	□身体障害者手帳 □療育手帳 □精神障がい者保健福祉手帳
	口特別児童扶養手当支給対象児であることがわかるもの
	□国民年金の障がい基礎年金の受給者であることがわかるもの
	※いずれも有効期限内のもの
多子世帯	口施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育利用申込書(世帯の状況欄に世帯全員
	の氏名及び就学先などの記載があること)

保護者がお子さんを保育できる場合は、1号(幼稚園)認定となります。

事由によって認定期間が異なります。事由がなくなった、または変更となった場合には、認定変更・取消申請 が必要となります。

認定期間中は「常時」を常に満たす必要があります。